

豊中市在宅重度障害者居宅生活動作補助用具助成事業要綱

(目的)

第1条 日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の重度身体障害者(児)(以下「障害者」という。)が段差解消など住環境の改善を行なう場合、日常生活用具として居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費(以下「住宅改修費」という。)を給付することにより、地域における自立の支援を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(給付対象者)

第2条 給付等の対象者は、下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳性変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する障害者であって障害程度等級3級以上の者(ただし、特殊便器への取替えについては上肢機能障害2級以上の者)

(住宅改修費の範囲)

第3条 住宅改修の対象となる住宅改修の範囲は、次に掲げる居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費とする。

- (1) 手すりの取り付け
- (2) 床段差の解消
- (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更
- (4) 引き戸等への扉の取替え
- (5) 洋式便器等への便器の取替え
- (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

(住宅改修費の給付要件)

第4条 当該住宅改修費は、給付対象者が現に居住する住宅について行なわれるもの(借家の場合は家主の承諾を必要とする。)であり、かつ、身体の状況、住宅の状況等を勘案して市長が必要と認める場合に給付するものとする。

(給付の制限)

第5条 住宅改修費の給付は原則1回とする。なお、限度額については200,000円とする。

附則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。